



事業主のみなさま、労働保険の加入手続はお済みですか

～ 11月は労働保険適用促進強化期間です ～

労働者（アルバイトを含む）を1人でも

雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に

加入する義務があります。

労働保険は、労働者が安心して働ける職場作りと、安定した事業経営に欠かせない国が直接管掌する保険制度です。

労働保険には、労働者の方が業務上又は通勤途上の災害により被災した場合に、療養等に対する給付や社会復帰のための援助を行う労災保険と、労働者の方が失業した場合に再就職のための給付を行うほか、失業の予防及び高齢者や障害を持つ方など就職が困難な方の雇用の促進を図るための援助を行う雇用保険とがあります。

アルバイトやパートタイム労働者を雇用する場合にも労働保険に加入していただく必要があります。

加入手続については、労働保険事務組合への委託や社会保険労務士への依頼をすることもできます。その際には、一定の手数料が掛かります。

まだ、労働保険の加入手続を行っていない事業主の方は、速やかに、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）にご相談ください。